

# 在宅医連携体制構築のための検討会事業概要

岐阜県医師会が地域医師会或いは地域医師会が適当であると認めた者が実施する在宅医連携体制構築に係る検討会に対して、開催経費を補助します。

## 1. 検討会実施期間

平成29年6月1日（木）～平成30年3月21日（水）

※上記期間内に検討会を実施してください。

※予算の上限に達した時点で本事業は終了します。

## 2. 対象者（事業実施者）

- 1) 地域医師会長
- 2) 地域医師会長が推薦する団体又は個人

## 3. 検討会等の内容

対象とする検討会等は、在宅医療を実施する複数医師（医療機関）の連携を検討することをテーマとした検討会、研修会、勉強会とし、以下のいずれかを満たすものであること。

- 1) 地域における在宅医療を実施する複数医師（医療機関）の連携体制の構築のための課題抽出や解決のための検討会
- 2) 地域において在宅医療を実施する医療機関の裾野を広げるための検討会  
(在宅医療に係る手技講習や保険請求講習なども含む)
- 3) 在宅医の連携促進に関する事例発表（好事例や失敗事例）
- 4) その他、岐阜県医師会が適当と認める検討会、研修会、勉強会

## 4. 実施方法について

- 1) 事業実施者は、在宅医連携体制構築に係る検討会等の開催2週間前までに、検討会等実施計画書（様式1）を岐阜県医師会に提出する。
- 2) 岐阜県医師会は提出された検討会等実施計画書を本会で協議し、検討会の実施について判断する。
- 3) 事業実施者は、検討会終了後1週間以内に、検討会等実施報告書（様式3）を岐阜県医師会に提出する。  
※検討会での意見、課題、成果、効果、連携体制の構築の可能性等を報告書としてまとめる
- 4) 岐阜県医師会は、検討会等実施報告書の受領後、経費の支払をする。

## 5. 経費について

### 1) 対象経費

- ・研修実施に必要な職員手当、賃金、謝金、旅費、消耗品費、会議費、使用料、  
賃借料、通信運搬費

### 2) 基準額（目安） 上限10万円

## 6. 留意点

予算の上限に達した時点で本事業は終了する。

# 在宅医連携体制構築のための検討会の概要

(平成29年度岐阜県医師会次世代型の在宅医療体制サポート事業・在宅医連携体制調査検討事業)

在宅医療を実施する複数医師(医療機関)の連携を検討することをテーマにした検討会、研修会、勉強会の実施に係る経費を補助します。(上限10万円)

## 【対象者】

- ①地域医師会長
- ②地域医師会長が推薦する団体または個人

## 【対象経費と補助金額】

職員の賃金、手当、謝金、旅費、消耗品、会議費、使用料、賃借料、通信運搬費  
基準額 上限 10万円

## 【実施する検討会テーマ】

- ①地域における在宅医療を実施する複数医師(医療機関)の連携体制構築のための課題抽出や解決
- ②地域において在宅医療を実施する医療機関の裾野を広げる
- ③在宅医の連携推進に関する事例発表
- ④その他、岐阜県医師会が適当とみとめるもの

## 事業の流れ

**【申請者】**  
**実施計画書提出(様式1)**  
※開催2週間前までに  
地域医師会経由で提出

③  
検討会等の実施

↓  
**実施報告書(様式3)・  
振込口座申請書(様式4)提出**  
※実施から1週間以内

①

②

④

⑤

**【岐阜県医師会】**

審査・承認

↓  
承認について通知  
(様式2)

事業報告の確認

↓  
経費の支払い

事業期間:平成29年6月1日～平成30年3月21日  
※予算の上限に達した時点で本事業は終了となります。